

医療機関等を受診する際に マイナンバーカードを 一度使ってみませんか？

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1



スマホから
オンライン申請

2



証明写真機
から

3



郵送

受け取り

- ①ハガキが届く
- ②受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

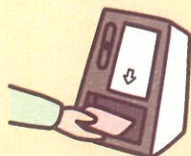
2へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます



スマホから

- ☑ 下記3つを準備
- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル

- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



iPhone



Android



セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM 画面

マイナンバーカード
での手続き

健康保険証
利用の申込み

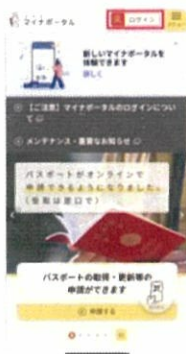


マイナンバーカードでの 受診前には登録情報の確認を！

ご自身の健康保険証情報がシステムに
正しく登録されているか確認をお願いします。

スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。

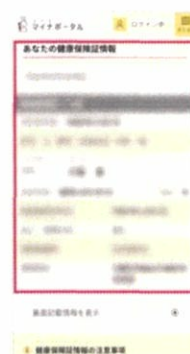
🔍 確認方法



1. マイナポータルにログイン
します。



2. ログイン後、画面下部の「注
目の情報」までスクロールし、
「最新の健康保険証情報の確
認」を押します。



3. 健康保険証情報のページが
表示されます。ページの中段に
ある「あなたの健康保険証情
報」から、登録されている健康
保険証情報を確認いただけます。



◆令和5年8月8日第2回マイナンバー情報総点検本部資料一部加工

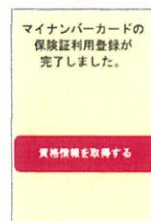
初めての利用時など、登録が完了しているかどうか分からない状態で受診する場合は、
念のため、マイナンバーカードとあわせて健康保険証を携行してください。

💡 医療機関等にある顔認証付きカードリーダー上での健康保険証利用登録時は、このような画面が表示されます

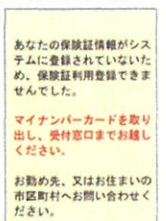
医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダー上で利用登録手続を行なった場合も、利用登録が正常に完了しているか否かを確認することができます。

- ▶ 登録が正常に完了している場合は、「マイナンバーカードの保険証利用登録が完了しました。」と画面に表示されます。
- ▶ データ登録に時間を要している場合は、「あなたの保険証情報がシステムに登録されていないため、保険証利用登録できませんでした。」と画面に表示されます。

正常に完了した場合



データ登録に時間を
要している場合



◆厚生労働省HP掲載資料一部加工

ご不明点等がある場合や情報が正しく登録されていない場合には、
マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)もしくは
ご加入の健康保険組合にお問合せください。

【 マイナンバーカードを保険証として利用すると 】

☒ ピッとするだけで、病院の受付を完了できる！ 顔認証(または4桁の暗証番号)によりカードリーダーで本人確認。受付でかかる時間の短縮が期待できます。  ※対応していない医療機関・薬局では従来どおり保険証で受診してください。	☒ 高額療養費の一時的な支払いが不要に！ 入院などで、医療費が高額になった場合に申請する「限度額適用認定証」の交付手続きが省略でき、高額療養費制度の限度額を超える一時的な支払いが不要になります。  ※対応していない医療機関では従来どおり限度額適用認定証が必要です。
☒ 保険証としてずっと使える！ 転職や就職してもマイナンバーカードに保険証の利用登録をしていれば、保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。  ※対応していない医療機関・薬局では従来どおり保険証で受診してください。	☒ マイナポータルで特定健診・薬剤情報をいつでも確認できる！ マイナポータルから特定健診(40歳～74歳までの健診)・薬剤情報を閲覧できるので、自身の健康管理にも役立ちます。また、本人同意のもと特定健診・薬剤情報を医師・薬剤師と共有すれば、より適切な医療を受けられます。 
☒ 医療費控除の手続きが便利に！ マイナポータルを通じて医療費通知情報を入手できるようになり、所得税の確定申告に利用できます。 ※ただし、整骨院や鍼・灸・あんま・マッサージ等の療養費の分は取得できません。	☒ 処方箋が電子化され、紙で受け取る処方箋が不要になります！ 令和5年1月から処方箋の電子化が始まり、処方箋を医療機関から紙で受け取り、薬局に紙の処方箋を渡すことがなくなります。  ※対応していない医療機関・薬局やご自身が希望しない場合は従来どおり紙の処方箋のやりとりになります。

- ✓ マイナンバーカードが保険証として利用できるのは、オンラインで医療保険資格を確認できるシステムを導入している医療機関・薬局です。(ステッカーやポスターが目印)
- ✓ 従来どおり、保険証でも受診できます。



導入している医療機関・薬局はこちらで確認できます
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



【 Q&A 】

question	answer
マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？また、持ち歩かずに済む方法は検討されていないのですか？	キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫です。万が一、紛失してしまったら一時利用停止が可能ですので、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にご連絡ください。(24時間365日対応しています。) 現在、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンに搭載し、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンラインで行政手続等を行うことができる環境の構築が進められています。(令和5年予定。まずはAndroid端末から搭載される予定です。)
マイナンバーカードのうら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？	マイナンバーを見られても、他人はあなたになりすまして手続きすることはできません。マイナンバーを利用する手続きでは、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難です。
マイナンバーカードと保険証を一体化し、保険証を令和6年秋をめどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを保険証として使える医療機関も少なく、従来の保険証よりも窓口負担が高くなると聞きましたが本当ですか？	令和5年4月から、原則全ての医療機関・薬局において、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等(オンライン資格確認等システム)の導入が義務付けられることを踏まえ、現在、設置が進められています。 なお、マイナンバーカードを利用した際の窓口負担額は改定され、マイナンバーカードを利用した方が初診料等の窓口負担が低くなりました。
マイナンバーカードの保険証利用登録(初回登録)を行えば、転職した際など会社へのマイナンバーの提出は不要になるのでしょうか。	健康保険に加入するための手続きはこれまでと変わりません。年金手帳等と一緒にマイナンバーが確認できるものを会社に提出してください。 マイナンバーを提出しなかった場合は、マイナンバーカードを保険証として利用することができません。